



東京パブリック法律事務所 ニュースレター

Vol. 4

2017年
(平成29年) 10月発行



東パブの弁護士の上手な使い方 弁護士 長谷川 翼

東京パブリック法律事務所
(東パブ) の長谷川翼です。
今回は、関係機関の皆様から
のよくある質問を例に、東パ
ブの弁護士の上手な使い方
についてご説明します。



1 そもそも「都市型公設事務所」って何？

私たちの所属している東パブは、東京弁護士会の支
援を受けて設立された「都市型」の「公設事務所」で
す。公的な団体の支援を受けて設置・運営される法律
事務所のことを「公設事務所」と呼んでいます。そし
て「都市型公設事務所」は、都市部での「司法アクセ
スの改善」のため、日々活動しています。

2 最近よく聞く「法テラス」とは何が違うの？

法テラスは、正式名称を「日本司法支援センター」
といいます。総合法律支援法に基づいて、国の出資で
設立された公的な法人です。ですが、「法テラス」と
いう言葉を使う場合、次の2つを指して使うことが多
いです。

1つ目は、法テラスという法人が提供している「民
事法律扶助」という制度のことです。民事法律扶助と
は、経済的に余裕がない方を対象に、無料で法律相談
を行ったり、弁護士費用の立替えを行う制度です。例
えば、「この収入であれば、法テラスが使えます。」
という風に使います。東パブでも法テラス（民事法律
扶助）が使える場合があります。

2つ目は、法テラスという法人が設置した「相談場
所」のことです。法テラスは、その業務を行う事務所
等に併設して、法律相談を受ける相談場所を設置して
います。例えば、東パブの近くにある「法テラス池
袋」も相談場所を併設した出張所です。「そうだ、法
テラスに相談に行こう。」という風に使います。この
相談場所では、法テラスと契約した様々な事務所の弁
護士が、毎日交代で法律相談を受けています。

3 「司法アクセスの改善」って何をしてるの？

弁護士の多い都市部でも、高齢や障がい、言葉の問
題等により、なかなか弁護士にたどり着くことが困難
な方がいらっしゃいます。そのような方の司法アクセ
ス改善のため、東パブでは次のような取り組みを行っ
ています。是非、上手に東パブの弁護士をご活用下さ
い。

4 どのように東パブの弁護士を使えばいいの？

- (1) 高齢や障がいなどにより外出が困難な方
利用条件をみたす場合には、東パブの弁護士が
出張相談に伺うことができます。
- (2) 弁護士費用がご心配な方
利用条件をみたす場合、東パブでも法テラス
(民事法律扶助制度) が使えます。一度お問い
合わせ下さい。
- (3) 病気など特別な配慮が必要な方
東パブには、社会福祉士や看護師・保健師の資
格を持つ者など、多様なバックグラウンドを
もった弁護士がおり、適切な対応が可能です。
- (4) 外国籍のため日本語を話すことが困難な方
東パブには外国人・国際部門 (F I S S) があ
り、日本語以外による対応が可能です。

その他、関係機関のためのホットライン「パブク
ロウ直通ダイヤル」や、弁護士による出前講義など、
様々な取り組みを行っています。

まずは一度、お気軽にお問い合わせ下さい。

「第28回豊島区 事業と暮らしの無料相談会」 開催のご案内

来たる**10月28日**
(土) に、豊島区在
住・在勤または区内事
業者の方を対象とし
た豊島区との共催によ
る10士業+公証人合同
の「**事業と暮らしの無
料相談会**」を開催しま
す。



＜無料相談会の開催概要＞

- ◇会場：豊島区役所1階 としまセンタースクエア
- ◇対象：豊島区にお住まい・お勤め又は事業者の方
- ◇予約受付期間：10月16日(月)～10月27日(金)
午前10時～午後4時(平日のみ)
- ◇予約電話：03-5979-2920
(東京パブリック法律事務所内)

◇相談例

- ・借地権の更新について
- ・成年後見、相続について
- ・税金について

等々(相談時間は30分です)

※みなさまのお悩みに**複数の専門家がチーム**でお応
えします！

～あなたのそばに～

弁護士法人東京パブリック法律事務所

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-34-5 いちご東池袋ビル2階

TEL 03(5979)2900 FAX 03(5979)2898 Web <http://www.t-pblo.jp>

＜本紙についてのお問い合わせは当事務所広報委員会までお願いします＞

